

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月28日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第79号

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年墨田区規則第46号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 〔略〕 （東日本大震災に係る特例措置）</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第7条第2項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「<u>令和8年3月31日</u>」とする。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>付 則</p> <p>1 〔略〕 〔同左〕</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第7条第2項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「<u>令和7年3月31日</u>」とする。</p> <p>3 〔略〕</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。